

一般社団法人日本F I Dバスケットボール連盟
役員選考委員会規程

第1条（目的）

本規程は一般社団法人日本F I Dバスケットボール連盟（「以下本連盟」という）定款第25条及び基本規程第6条及び第7条に基づく役員を選任にあたり、その候補者を選考する諸手続きについて定める。

第2条（定義）

本規程において、役員とは本連盟の理事および監事を指すものとする。

第3条（役員選考委員会の設置）

- 1 本連盟に、役員候補者を選考するため、「役員選考委員会」（以下「委員会」という）を設置する。
- 2 委員会は、第4条3項に基づく発足時から第5条に基づく社員総会への答申時まで存続する。
- 3 委員会の運営を円滑に行うため、「役員選考委員会事務局」（以下「事務局」）を本連盟事務局に置き、事務局長がその長を務める。

第4条（委員会）

- 1 役員候補の選考は、役員選考委員会において行う。
- 2 役員選考委員会は、社員2名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 役員選考委員会委員は、会長の推薦に基づき、社員総会が選任する。
- 4 役員選考委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を選任する。
 - (1) 本連盟又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 5 理事会は役員改選を行う定時社員総会の6か月前を目途に委員会を発足させるものとする。
- 6 委員会には委員長1名を置くものとし、委員長は、委員の互選により定める。
- 7 委員は再任を妨げない。

第5条（委員会の開催）

- 1 委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、社員総会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする。
- 2 委員会は、委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。
- 3 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむをえない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員が協議のうえ、これを定める。
- 4 委員会は、委員の5分の4以上が出席しなければ、会議を開き、議決することは出来ない。
- 5 委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めないものとする。

第6条（役員候補者選考基準）

1 役員候補者の選考基準は以下のとおりとする。

- (1) 本連盟定款、本連盟規約、およびこれらに付随する諸規程に定める資格要件を満たしていること。
- (2) 本連盟設立趣旨、本連盟理念、本連盟活動方針および本連盟将来構想に対する深い見識を有し、それらの推進にふさわしい人格を有すること。
- (3) 企業経営全般、法律、会計、財務、スポーツまたはバスケットボールの分野において、専門的な知識や経験を有していること。
- (4) 健康であり、業務に支障がないこと。
- (5) 遵法精神に富んでいること。
- (6) 一年度内の理事会におおむね3分の2以上、出席出来る見通しがあること。
- (7) 推薦対象者が都道府県F I Dバスケットボール連盟に属する者である場合、上記に加えその連盟の要職についていること。
- (8) 推薦対象者が本連盟、または都道府県F I Dバスケットボール連盟のいずれにも属しない者（いわゆる外部有識者）である場合には、第1号から第6号までの内容に加え、外部有識者としての独立性を保ちつつ、スポーツおよびバスケットボールの発展のための建設的な意見をすることが出来、当該意見を広く発信することが出来ること。

2 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、役員候補者になることが出来ない。なお、委員についても同様とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に定める暴力団員（以下、「暴力団員」という）あるいはその他の反社会的勢力に属する者、または過去にそうであった者
- (2) 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
 - ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に違反したこと
 - ② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に違反したこと
 - ③ 刑法の罪を犯したこと
 - ④ 国税に関する法令または地方税に関する法令に於いて、偽りその他不正の行為により国税または地方税を免れ、納付せず、もしくはこれらの税の還付を受け、もしくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた条文或いは規定に違反したこと
- (3) 教育基本法および関連する法令により停職または減給の処分を科せられて、執行を受けることが無くなった日から5年を経過しない者。
- (4) 禁錮以上の刑に処せられた者。

第7条（役員候補者の決定）

- 1 役員候補者名簿に記載出来る候補者の人数は、定款第24条に定める理事および監事の人数の範囲とする。
- 2 役員候補者に記載する候補者には、都道府県F I Dバスケットボール連盟に属する者および外部有識者が候補者総数の各々4分の1程度含まれているものとし、かつ女性が半数程度含まれるよう努力する。
- 3 役員選考委員会の決議は、その4分の3以上をもって行う。但し、外部委員の1名以上が出席し、且つ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 4 否決された場合は、いずれかの委員が否決された候補者に代わる新たな候補者を推薦し、当該候補者につ

き議決を行う。

- 5 委員が役員候補者となる場合には、当該委員は、当該役員候補者に関する決議には参加出来ず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれるものとする。

第8条（議事録の作成）

委員会の議事録は事務局が作成し、出席委員が記名押印する。議事録は、本連盟にて保管する。

第9条（改 廃）

この規程は理事会決議により改廃を行う。

第10条（施 行）

この規程は、令和2年（2020年）8月2日から施行する。